

## 第27回半田市農業委員会総会議事録

令和7年8月20日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

### 議事日程

#### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第79号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第80号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第81号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（一括契約）  
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第5号 生産緑地法従事者証明

### 委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第1番	深津延幸	出席	有脇・亀崎	石川丈夫	出席
第2番	小栗絵里	出席	乙川	高橋智恵	出席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	出席	成岩	榊原且己	出席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	出席
第6番	榊原久美	出席			
第7番	堀寄純一	出席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	出席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

### 事務局出席者

書記	服部由紀	書記	安本源
----	------	----	-----

## 事務局

ただ今から第27回総会を開会いたします。  
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 会長

皆さま本日も大変暑い中、農業委員会へご出席いただきましてありがとうございます。本日も議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

## 事務局

ありがとうございました。本日の出席委員は11名中11名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

## 議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、4番の新美久美子委員と5番の竹内甲永委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、安本氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第79号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件出ております。番号703-17について、担当委員より調査、報告をお願いします。

## 委員

議案については、記載のとおりです。譲渡人は高齢のため耕作をすることが困難で、市内在住の譲受人から退職を機に農業を始めたいので土地を探している旨、話を受けて所有権を移転するものです。譲り受け後はキュウリやナスなどの露地野菜を育てたいとのこと。場所については担当委員よりお願いいたします。

## 委員

場所については、別冊1頁をご覧ください。県道碧南半田常滑線の南側で、このすぐ南に大動物病院がある場所です。農地として特に問題のない状況でした。審議のほどよろしくお願いいたします。

## 議長

番号703-17につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号703-17につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号703-17を承認・可決いたします。

続きまして、番号703-18について、担当委員より調査、報告をお願いします。

## 委員

議案については、記載のとおりです。譲渡人から兄弟である、譲受人世帯に土地を贈与したいとする内容です。場所については、別冊 2 頁をご覧ください。申請地は市営君ヶ橋住宅の北側になります。現在も畑として耕作されており、引き続き農業を続けてもらうには問題ないかと思えます。

#### 議長

番号 703-18 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-18 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-18 を承認・可決いたします。

続きまして、第 80 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、3 件出ております。

番号 705-16 について、事務局より調査、報告をお願いします。

#### 事務局

本件につきましては、属人、属地とも事務局よりご説明させていただきます。

議案については記載のとおりです。本件は 3 月総会で除外案件として諮問があった件です。譲受人は兵庫県神戸市に本社を置き、太陽光発電システムの施工や太陽光売電事業を行う法人で、このたび当該地において、太陽光発電設備を設置し、売電事業を行いたいとするものです。雨水排水は隣地へ流れ込まないよう敷地境界にフェンスを設け自然浸透とのこと。3 月の総会において、一旦保留し、3 月末に再度総会を行って、農業委員会としての意見を付し、半田市へ提出。半田市から愛知県と事業者へ意見を伝えているものです。また同時期に岩滑区から提出のありました要望書につきましては、関連する各担当課において回答を作成し、特に景観等について都市計画課において、弁護士への相談も重ね、全体の回答が整ったつい先日、区へ回答を送付し説明を行ったところです。

この度の転用申請に先駆けて、半田市環境課へも太陽光発電施設設置届出書が提出されていることを確認しております。この届出に事業説明結果報告書が添付されており、事務局にて内容を確認したところ、区長及び周辺土地所有者等へ説明を行い、出された意見には要望に沿う形で回答をしている旨記載がありました。地域の方々の心情を考えると、委員の皆様も思うところは諸々ございますでしょうが、転用申請についての書類は完備しており、転用はやむを得ないかと考えます。場所については地図の 3 頁、まる印のところ。現在は田として耕作されていますが、3 条、中間どちらの登録もありません。着工は稲刈りの後です。南側は一見草むらに見えますが、マコモダケを栽培する畑と聞いています。その他北側にも畑がありますが、隣地承諾済とのこと。です。

#### 議長

番号 705-16 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

#### 委員

質問ではなく意見です。地域の委員としまして、事務局の説明は理解しております。また区からも要望書が出されたこと、また半田市、及び農業委員会から回答が出されたことも承知しております。3 月の農振除外の際も、保留、継続審議を行い、意見を付して回答する旨、賛成多数で承認したものです。今回の転用審

議に先駆けて、地域の農業委員として要望書に対する回答を確認しましたところ、市長部局からは関係する3部署から回答が作成されています。どの部署においても「良好な」という言葉が使われており、良好な関係性の元で進められる事業であるようにとの意図を感じます。特に環境課の回答においては、「良好な関係を築きながら事業を進めていただくことを事業者に求めた「半田市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を令和7年度に策定しました」という表現があり、このガイドラインの意図を勘案すると、良好な関係を構築してから事業を進めてくださいねという回答なのではないかと感じます。現状、私から見るとこの事業はまだ地域と良好な関係を築けているとは思えないため、地域の農業委員としては反対の立場を表明したいと思えます。

#### 委員

地域の農業委員として私からも意見を申し上げます。地域の方々の不安を取り除くためにも、開発事業者の審査について、例えば事業者の評判や、これまでの対応の口コミなどは、情報の精査は必要なものの、もう少し細かく見ることはできないものかと感じております。

#### 議長

ほかにご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

#### 委員

質問です。今後、このようなことがあった場合も同じように進めざるを得ない状況ですか。何か体制を作っていくのですか。

#### 事務局

要望書の回答内容の中で、景観の視点において、実際このような事業を中止させる決定打となるような条例を策定することについて、弁護士を入れて相談しましたが大変困難であるとの見解です。そのため今後、似たような案件が出てきた場合も、同様に許可せざるを得ないものと考えております。

今回の件では、農地を守ることの難しさを改めて実感しております。美しい農風景や農業の景観というのは営農されてこそ存在するもので、景観のために農業をしているわけではなく、地域の方々が苦勞して保ち、一生懸命農業している事実があるからこそ、人から美しいものだと思われ、人が集うのではないかと思います。その中で農業委員会の立場でできることは何かと考えてみますと、農業委員や推進委員の皆さんと共に、地域の皆さんと、今後の農地の耕作者を位置付ける「地域計画のブラッシュアップ」に取り組み、所有者、農家で地域の意志を共有していくことや、現状、口約束で行われている農業を、中間管理や3条許可での貸借登録を進めるなどして、地域全体で農業と農地を守る意識を高めることが対策となるのではないかと考えております。市内では、有脇で2回、今年度は三ツ池でも取り組みます「農地集積集約事業」などを他の地域でも活用していければと考えています。地域で特に守りたい農地がある場合や、取組ができそうな農地がある農業委員さん、推進委員さんは、事務局までご相談いただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### 議長

ほかにご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-16 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(賛成挙手 7、反対 2)

番号 705-16 につきまして、賛成多数で承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-17 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。農振除外として 3 月総会で諮問のあった件です。受人は妻子とともに市内アパートに住む者で、このたび父の所有する当該地を使用貸借し、分家住宅を建てたいとするものです。場所については担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 4 頁をご覧ください。半田インター入口の南側、家具店舗の東側です。特段問題ないものと思います。

事務局

補足説明をします。写真を見ていただきますと奥の農地に入れなくなるのではないかと懸念されますが、北東側から農地に入れるよう、新たに入口を作るとのことで問題はない旨確認しております。

議長

番号 705-17 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-17 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-17 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-18 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。譲受人は市内で不動産業を営む法人で、資材置場を拡張するために取得したいとするものです。場所については、5 頁をご覧ください。昨年、道から入ってすぐのところ看板と資材置場を設置していますが、今回はその横の場所で一体的に使用したいとのことです。排水はすでに管が入っており東側の用水に通っているようでした。特に問題ないと思います。

議長

番号 705-18 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-18 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-18 を承認・可決いたします。

続きまして、第 81 号議案「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」、4 件出ております。

番号 706-12・13 について、受け手が同じであるため一括し、事務局と担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は市内で養鶏を、また市内、阿久比町内で広く水稻を行う者です。特段問題ないものと考えております。場所については、担当委員よりお願いいたします。

#### 委員

場所については、別冊 6 頁をご覧ください。現地は耕作されており引き続き耕作することには問題ないと思います。

#### 議長

番号 706-12・13 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 706-12・13 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-12・13 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 706-14 について、事務局より調査、報告をお願いします。

#### 事務局

本件は更新案件になります。事務局で現地確認しましたが、引き続き同じ耕作者がされることに特段問題ないものと考えます。

#### 議長

番号 706-14 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 706-14 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-14 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 706-15 について、事務局より調査、報告をお願いします。

#### 事務局

議案については記載のとおりです。借人は、お住まいは蒲郡ではありますが、市内で広く耕作をされている農家です。今回の場所は、すでに耕作している田が多くあるエリアですので、これまでの耕作と併せてされるものと考えます。場所については、担当委員よりお願いいたします。

#### 委員

場所については、別冊 7 頁をご覧ください。現地は耕作されており引き続き耕作することには問題ないと思います。

#### 議長

番号 706-15 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 706-15 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-15 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」が15件、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」が3件、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」が10件、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知」が1件、報告第5号「生産緑地法従事者証明」が1件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

議長

報告第1号から第5号について、何かご質問ご意見等はございませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長

これで第27回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後2時40分)

以上議事の内容を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 印

半田市農業委員 印

半田市農業委員 印